

(別紙)

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

	御意見	御意見に対する考え方
1	反対。悪用される恐れ。	今般の改正事項は、いずれも森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展のため必要なものと考えており、こうした目的に資するよう適切な運用を図ってまいります。
2	危険木を切ったら、その分木を買って植えるべき。	今般の改正は、危険木又は支障木を伐採する場合であって、その伐採の面積が著しく小さい場合については、市町村において市町村森林整備計画への適合を判断する必要がない態様により行われるものであることから、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を要しないこととするものです。このことを踏まえ、伐採後の再造林を求めるものではありません。
3	3 森林組合法施行規則の一部改正（省令案第3条関係） （1） 経営管理支援法人及び森林組合連合会が一定の場合に森林組合の一部事業を利用する場合を、森林組合の員外利用制限の特例の対象に加える。（第1条関係）について	いただいた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。

	<p>「これまで道府県森連が行政から受託した調査事業等を森林組合に再委託した場合、道府県森連は公的機関利用扱いでしたが、森林組合は員外利用扱いでした（道府県森連は森林組合の組合員でないため）これが今後は、森林組合の受託分も公的機関利用扱いとなり員外利用分にカウントされません。」は県内の事業を県森連がノウハウも含め森林組合に再委託することが員内・員外カウントから外れ、系統内で事業を推進する障害が外れ、進めやすくなります。ありがとうございます。</p> <p>また、今後 電力会社や鉄道会社が発注のおおもとの事業も公的機関に加えることを要望します。</p> <p>国有林の保育・伐採作業を森林組合が請負ているように電力会社（中電）や鉄道会社（JR）が発注元である事業を森林組合は請負っています。これは、地域のライフライン整備や災害時の普及など地域に必要不可欠な事業であるため公的機関扱いに含めるようご検討お願いします。</p>	
4	<p>改正森林経営管理法において、権利集積配分一括計画が規定され、そのなかに所有権移転までが盛り込まれたことは画期的であると考えます。一方で経営を前提とする事業体においては収益が見込まれる林分を切り取って所有権移転を図るなど、今以上に一団の森林がモザイク状にならないか懸念される。</p> <p>法律は森林経営を一義に規定するものだが、生物多様性や防災・減災も森林が担う役割として位置づけが進められ</p>	<p>権利集積配分一括計画による所有権の移転については、地域の関係者による協議の結果を踏まえた経営管理の集約化に関する構想（集約化構想）の実現のため、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林について一体的かつ効率的な経営管理が実施されるよう、周囲の経営管理実施権の設定と併せて行われるものであり、森林を集約化する仕組みとしています。</p>

	<p>ている。これらのことは効率的な林業経営と相反する部分もあり、民間の事業者がどこまで履行する意思があるかどうかだが、そのような観点から行政として事業者による林地の所有に対する指導も必要であると考え。</p>	<p>また、森林経営管理法においては、林業経営の観点のみならず多面的機能の発揮の観点にも配慮しており、その第1条で「林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資すること」を法目的として規定しています。こうした趣旨も踏まえ、集約化構想は市町村森林整備計画その他の地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこととしており、当該構想の実現のため権利集積配分一括計画により所有権移転を受けた事業者が、定められた利用目的に従って利用をしていないと認められるときには、市町村の長は森林経営管理法に基づく勧告を行うことができます。</p> <p>法目的も踏まえ、制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
5	<p>突然、林野庁林政部企画課パブリックコメント担当様へ森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案についての意見を拝送することをお許してください。</p> <p>早速、こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合は届けるようにしてほしいです。</p> <p>理由は、こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採することを届け出るように変更して、自生と日本で栽培しているこうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を紙や燃料他にして国内で利用し輸出す</p>	<p>伐採及び伐採後の造林の届出に係る今般の改正は、届出書の提出を要しない場合として、危険木・支障木を伐採する場合を新たに加えようとするものです。</p> <p>いただいた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>るまでに、どのくらい伐採しなければならないか知りたいから、それから調べて紙や紙幣や燃料他として国内で利用し、輸出するまで支援することでお金の原料を輸入しなくても自給自足で日本産のこうぞ、みつまた他を使った地域商品券をつくって、サービスのベーシックインカムを実現すると日本が更に豊かになることが期待できるからです。</p> <p>以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。</p>	
--	---	--